

## 広島県告示第四百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和三年広島県告示第二百七十八号で認可した広島圏都市計画下水道事業熊野公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

### 一 施行者の名称

熊野町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業熊野公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和六十三年十一月四日から令和十三年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分

令和三年広島県告示第三百七十八号の事業地のうち、安芸郡熊野町平谷二丁目、石神、神田、出来庭二丁目、出来庭九丁目、萩原五丁目、呉地三丁目、新宮四丁目、新宮八丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

令和三年広島県告示第三百七十八号の事業地うち、安芸郡熊野町平谷二丁目、石神、神田、出来庭二丁目、出来庭九丁目、萩原五丁目、呉地三丁目、新宮四丁目、新宮八丁目地内において事業地を変更する。